

○上天草市病院事業の組織に関する規程

平成26年4月1日病院事業管理規程第8号の2
改正

平成29年3月31日病院事業管理規程第8号

上天草市病院事業の組織に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第9条及び第10条の規定に基づき、上天草市病院事業（以下「病院事業」という。）の組織、事務分掌及び職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 病院事業に上天草市立上天草総合病院（以下「病院」という。）、看護専門学校、健康管理センター、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、歯科保健センター、居宅介護支援センター及び教良木診療所を置く。

- 2 病院に診療部、医療安全管理部、看護部、事務部、診療情報管理室及び地域医療支援部を置く。
- 3 病院の診療部に内科、循環器内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、麻酔科、皮膚科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、代謝内科、神経内科、精神科、肛門外科、放射線科、リハビリテーション科、歯科及び歯科口腔外科並びにコメディカル部を置く。
- 4 コメディカル部に薬剤科、放射線科、検査科、リハビリ科及び栄養科を置く。
- 5 検査科に検査科及び透析センターを置く。
- 6 地域医療支援部に地域医療支援課を置く。
- 7 看護部に2病棟、3病棟、4病棟、5病棟及び外来を置く。
- 8 事務部に医事課、総務課、契約検査課及び建設工事課を置く。
- 9 医事課に窓口係及び医事係を置く。
- 10 総務課に医局秘書係、経営企画係、用度係、総務係、経理係及び施設係を置く。
- 11 契約検査課に契約検査係を置く。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

病院

診療部

診療各科

- (1) 診療に関する事。
- (2) 医務に属する諸検査、鑑定及び病理解剖に関する事。
- (3) 医学の研究に関する事。
- (4) 院内の医療の安全管理に関する事。
- (5) 医師の臨床研修に関する事。
- (6) 診断書、意見書及び各種証明に関する事。
- (7) 保健指導及び医療相談に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、医務に関する事。

薬剤科

- (1) 調剤及び製剤に関する事。
- (2) 薬品の試験検査に関する事。
- (3) 薬品の出納及び保管に関する事。
- (4) 服薬指導、医薬品情報管理及び提供に関する事。
- (5) 処方箋の整理及び保管に関する事。
- (6) 所管器具の保管に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、薬事に関する事。

放射線科

- (1) 放射線機器等による撮影及び画像検査に関する事。
- (2) 所管器具の保管に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放射線業務に関する事。

検査科

- (1) 生化学、血液、細菌及び生理検査等の医学的検査に関する事。
- (2) 所管器具の保管に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査に関する事。

透析センター

- (1) 人工透析業務に関する事。

- (2) 医療機器の操作、保守、点検に関する事。
- (3) 所管器具の保管に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、臨床工学技士の業務に関する事。

リハビリ科

- (1) 機能回復訓練に関する事。
- (2) 所管器具の保管に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、リハビリテーション業務に関する事。

栄養科

- (1) 給食に関する事。
- (2) 栄養指導に関する事。
- (3) 食品、所管器具、環境等の衛生に関する事。
- (4) 食材の購入に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、食事療養に関する事。

地域医療支援部

- (1) 医療機関等との連携に関する事。
- (2) 診療情報の提供に関する事。
- (3) 紹介患者の受入れに関する事。
- (4) 医療機器等の共同利用に関する事。
- (5) 患者及びその家族等からの医療、看護及び生活等に係る相談に関する事。
- (6) 患者の転院調整に関する事。
- (7) 社会扶助等に係る手続の援助に関する事。
- (8) 投書に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、医療相談業務及び地域医療連携に関する事。

医療安全管理部

- (1) 医療安全の推進及び体制整備に関する事。
- (2) 医療安全管理に係る情報収集及び各部門との連絡調整に関する事。

- (3) 医療事故防止対策の策定及びその周知に関する事。
- (4) 医療事故報告書及びヒヤリハット報告書の収集、分析及び管理に関する事。
- (5) 感染対策に関する事。
- (6) その他医療安全管理に関する事。

看護部

各病棟

- (1) 入院患者の看護及び出産介助並びに新生児の看護に関する事。
- (2) 診療の補助に関する事。
- (3) 看護師、助産師、准看護師及び看護助手の研修及び教育に関する事。
- (4) 看護学生の実習指導に関する事。
- (5) 病棟の管理に関する事。
- (6) 看護記録及び入院診療録の管理に関する事。
- (7) 看護補助に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、病棟に係る看護業務に関する事。

外来

- (1) 外来患者及び救急患者の看護及び診療の補助に関する事。
- (2) 看護師、准看護師及び看護助手の研修及び教育に関する事。
- (3) 人工透析患者の看護及び診療の補助に関する事。
- (4) 手術の補助及び手術室の管理に関する事。
- (5) 中央材料室の滅菌業務に関する事。
- (6) 在宅療養者の往診に関する事。
- (7) 看護師及び准看護師の宿日直に関する事。
- (8) 所管器具の保管に関する事。
- (9) 外来診療施設の管理に関する事。
- (10) 視能訓練に関する事。
- (11) 看護補助に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、外来診療に係る看護業務に関する事。

事務部

医事課

窓口係

- (1) 患者の受付に関する事。
- (2) 診療費及び使用料等の徴収に関する事。
- (3) 診療記録の管理及び保管に関する事。
- (4) 患者の諸証明に関する事。

医事係

- (1) 診療報酬請求事務に関する事。
- (2) 滞納整理に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医事に関する事。

総務課

医局秘書係

- (1) 文書の収受に関する事。
- (2) その他医局秘書の業務に関する事。

経営企画係

- (1) 経営分析に関する事。
- (2) 病院経営の企画及び立案に関する事。
- (3) 財政計画に関する事。
- (4) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事。
- (5) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (6) 施設基準の届出に関する事。
- (7) 前2号に掲げるもののほか、経営企画に関する事。

用度係

- (1) 物品等の調達及び処分に関する事。
- (2) 物品等の管理に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、用度に関する事。

総務係

- (1) 病院内の総合的調整に関する事。
- (2) 公印に関する事。

- (3) 契約に関すること。
- (4) 病院事業の管理規程等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 財産の所有、管理及び処分に関すること。
- (6) 病院事業の職員の任免、服務及び給与に関すること。
- (7) 病院事業の職員の福利厚生及び労働安全に関すること。
- (8) 病院事業の職員の公務災害補償及び労働災害補償に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他部等に属しないものに関すること。

経理係

- (1) 収入及び支出に関すること。
- (2) 現金及び有価証券の保管並びに出納に関すること。
- (3) 監査に関すること。
- (4) その他経理に関すること。

施設係

- (1) 病院事業の施設の維持管理に関すること。
- (2) 公用自動車の管理に関すること。
- (3) 患者搬送に関すること。
- (4) 院内外の清掃及び衛生管理に関すること。
- (5) 寝具に関すること。
- (6) 災害対策に関すること。
- (7) 院内の警備及び取締りに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、病院事業の施設に関すること。

契約検査課

契約検査係

- (1) 公共事業再評価審議会に関すること。
- (2) 建設業の指導育成に関すること。
- (3) 監督処分に関すること。
- (4) CALS/ECに関すること。

- (5) 工事検査及び成績評定に関すること。
- (6) 入札参加資格審査に関すること。
- (7) 格付に関すること。
- (8) 小規模工事登録制度に関すること。
- (9) 入札制度改正に関すること。
- (10) 指名委員会・公正入札調査委員会・指名停止委員会に関すること。

建設工事課

- (1) 建設工事に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、建設工事の業務に関すること。

診療情報管理室

- (1) 診療記録の管理及び保管に関すること。
- (2) 医療情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 医療情報システムの開発及び管理に関すること。
- (4) 診療情報の開示に関すること。
- (5) 医師事務作業補助業務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、診療情報管理業務に関すること。

看護専門学校

- (1) 看護専門学校の運営に関すること。
- (2) 教育方針、教育計画及び授業計画に関すること。
- (3) 看護専門学校の教務の資質向上に関すること。
- (4) 講師の選任に関すること。
- (5) 看護専門学校の学生（以下「学生」という。）の入学、休学、復学、退学、除籍、卒業、既修得単位及び賞罰に関すること。
- (6) 看護専門学校の規則等の制定改廃に関すること。
- (7) 実習施設との連絡調整に関すること。
- (8) 図書を選定及び管理に関すること。
- (9) 学生の進路指導に関すること。
- (10) 学生に対する教育指導に関すること。

- (1 1) 教育に関する記録の整理、点検及び保管に関すること。
- (1 2) 学籍簿の作成及び保管に関すること。
- (1 3) 運営会議その他の会議に関すること。
- (1 4) 学生の健康管理に関すること。
- (1 5) 学生の入学及び卒業に関すること。
- (1 6) 公印に関すること。
- (1 7) 奨学金に関すること。
- (1 8) 学生の諸証明の発行に関すること。
- (1 9) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (2 0) 物品の管理に関すること。
- (2 1) 前各号に掲げるもののほか、看護専門学校の業務に関すること。

健康管理センター

- (1) 各種健康診断に関すること。
- (2) 検診に関すること。
- (3) 人間ドックに関すること。
- (4) 健康教育活動に関すること。
- (5) 健康管理センターの庶務に関すること。
- (5) 所管器具の保管に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康管理に関すること。

訪問看護ステーション

- (1) 訪問看護ステーションの管理及び運営に関すること。
- (2) 在宅療養者に対する看護及び介助に関すること。
- (3) 在宅療養者に対する清潔の保持に関すること。
- (4) 在宅療養者に対する褥瘡の予防及び処置に関すること。
- (5) 在宅療養者に対する療養生活及び介護方法の指導に関すること。
- (6) 在宅療養者に対するリハビリテーションに関すること。
- (7) 療養費及び使用料等の請求及び収納に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、訪問看護に関すること。

介護老人保健施設

- (1) 介護老人保健施設の管理及び運営に関すること。

- (2) 入所者、短期入所者及び通所者（以下「入所者等」という。）の診察に関すること。
- (3) 入所者等の入所、短期入所、通所及び退所に関すること。
- (4) 入所者等の看護及び診察の介助に関すること。
- (5) 入所者等の介護に関すること。
- (6) 入所者等の機能回復訓練に関すること。
- (7) 入所者等の給食に関すること。
- (8) 入所者等の栄養指導に関すること。
- (9) 入所者等に対する相談業務に関すること。
- (10) 苦情受付及び対応処理に関すること。
- (11) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (12) 公印に関すること。
- (13) 介護報酬及び使用料等の請求及び収納に関すること。
- (14) 入所者等の受付及び入所等の施設利用手続に関すること。
- (15) 滞納整理に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、介護老人保健施設の業務に関すること。

在宅介護支援センター

- (1) 在宅介護支援センターの管理及び運営に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 在宅介護に関する相談及び支援に関すること。
- (4) 介護予防教室に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、在宅介護支援センターの業務に関すること。

歯科保健センター

- (1) 歯科における保健指導に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯科保健センターの業務に関すること。

居宅介護支援センター

- (1) 居宅介護支援センターの管理及び運営に関すること。

- (2) 公印に関する事。
- (3) 居宅介護サービス計画書の作成に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、居宅介護支援センターの業務に関する事。

教良木診療所

- (1) 外来患者の診療に関する事。
- (2) 外来患者の看護及び診療の補助に関する事。
- (3) 外来患者の受付に関する事。
- (4) 診療費の請求及び収納に関する事。
- (5) 薬品の管理に関する事。
- (6) 診療報酬請求事務に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教良木診療所の診療に関する事。

(役付職員)

第4条 病院事業に病院事業副管理者を置くことができる。

- 2 病院に名誉院長を置くことができる。
- 3 病院に院長を置く。
- 4 病院に副院長を置くことができる。
- 5 部に部長を置くことができる。
- 6 部に副部長を置くことができる。
- 7 診療部に科部長、医長、センター長、調理長及び主任を置く。
- 8 診療部に科長補佐及び係長を置くことができる。
- 9 室に室長を置く。
- 10 室に係長及び主任を置くことができる。
- 11 地域医療支援部に課長を置く。
- 12 地域医療支援部に主任を置くことができる。
- 13 看護部に看護師長及び主任を置く。
- 14 事務部に事務部長を置かない場合にあつては事務長を置く。
- 15 事務部に課長を置く。
- 16 事務部に事務次長、課長補佐、主任及び係長を置くことができる。
- 17 契約検査課及び建設工事課に課長補佐を置く。

- 1 8 看護専門学校に学校長及び事務長を置く。
- 1 9 看護専門学校に副学校長及び学科長を置くことができる。
- 2 0 健康管理センターに所長を置く。
- 2 1 健康管理センターに副所長及び主任を置くことができる。
- 2 2 訪問看護ステーションに所長を置く。
- 2 3 介護老人保健施設に施設長、事務長、看護介護師長及び調理長を置く。
- 2 4 介護老人保健施設に主任を置くことができる。
- 2 5 在宅介護支援センターに所長を置く。
- 2 6 在宅介護支援センターに主任を置くことができる。
- 2 7 居宅介護支援センターに所長を置く。
- 2 8 居宅介護支援センターに主任を置くことができる。
- 2 9 教良木診療所に所長を置く。

(職務)

第5条 病院事業副管理者は、管理者を補佐する。

- 2 名誉院長は、院長の諮問に応じ、病院事業運営について助言及び指導する。
- 3 院長は、管理者の命を受け、各部に関する事務を掌理する。
- 4 副院長は、上司の命を受け、院長を補佐する。
- 5 部長は、上司の命を受け、部に関する事務を掌理する。
- 6 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐する。
- 7 科部長は、上司の命を受け、診療科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 医長は、上司の命を受け、科部長を補佐する。
- 9 室長は、上司の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 1 0 科長は、上司の命を受け、科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 1 1 科長補佐は、上司の命を受け、科長を補佐する。
- 1 2 調理長は、上司の命を受け、調理業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 1 3 看護師長は、上司の命を受け、病棟又は外来の看護業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 1 4 事務長は、上司の命を受け、事務部に関する事務を掌理する。
- 1 5 事務次長は、上司の命を受け、事務部長（事務部長を置かない場合にあつ

ては事務長)を補佐する。

- 1 6 課長は、上司の命を受け、課の業務を掌理する。
- 1 7 課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐する。
- 1 8 学校長は、管理者の命を受け、看護専門学校全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 1 9 副学校長は、上司の命を受け、学校長を補佐する。
- 2 0 学校事務長は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。
- 2 1 学科長は、上司の命を受け、教育に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 2 健康管理センター所長は、上司の命を受け、健康管理センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 3 健康管理センター副所長は、上司の命を受け、健康管理センター所長を補佐する。
- 2 4 訪問看護ステーション所長は、上司の命を受け、訪問看護ステーションの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 5 介護老人保健施設長は、上司の命を受け、介護老人保健施設全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 6 介護老人保健施設事務長は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。
- 2 7 看護介護師長は、上司の命を受け、介護業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 8 介護老人保健施設調理長は、上司の命を受け、調理業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 9 在宅介護支援センター所長は、上司の命を受け、在宅介護支援センター全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 3 0 居宅介護支援センター所長は、上司の命を受け、居宅介護支援センター全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 3 1 教良木診療所長は、上司の命を受け、教良木診療所全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 3 2 主任は、上司の命を受け、担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3.3 係長は、上司の命を受け、係の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日病院事業管理規程第8号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。